



## 助成金・補助金の上手な使い方

目次	
1．メリットがある助成金・補助金の活用	1
2．助成金・補助金の活用事例	2
3．役立つ助成金・補助金の見つけ方	5

# 1. メリットがある助成金・補助金の活用

---

## 1) 十分活用されていない助成金・補助金

現在、国や都道府県をはじめとした公的機関では、企業を支援するためにさまざまな助成金・補助金を設けています。

例えば、経済産業省関係では企業の新技術開発や新分野進出を支援したり、構造変化に苦しむ特定の業種を救済するための補助金、厚生労働省関係では新たに従業員を雇い入れる企業を支援するための助成金などがあります。このほか、都道府県や市町村が独自に助成金・補助金を設けています。

しかしながら、企業はこうした助成金・補助金を十分活用しているとはいえません。これは、自社が活用できる助成金・補助金について知らなかったり、たとえ知っていたとしても申請手続きが面倒だからといって申請手続きをしない企業があるからです。

## 2) 助成金・補助金活用のメリット

企業にとっては、次のような理由から助成金・補助金を活用するメリットは大きいといえます。

### 資金不足が解消される

助成金・補助金は、融資などとは異なり基本的に返済の必要がない資金です。そのため、企業は助成金・補助金を活用することで、経営に必要な資金が得られます。

例えば、優れたアイデアや技術力はあるが製品化のための資金が不足している企業の場合、公的な助成金・補助金を活用して資金不足を解消することで、製品化が可能になります。

### 対外的な信用力が高まる

企業が助成金・補助金の受給を申請した場合、公的機関は企業の事業計画や将来性などに関する厳しい審査を行います。つまり、助成金・補助金を受けることができた企業は厳しい審査をクリアしたということであり、国や都道府県からいわゆる“お墨付き”をもらったことになります。そのため、助成金・補助金を受けたことで、取引先や金融機関など外部からの信用が高まる可能性があります。

さらに、企業が助成金・補助金を受けたという情報は、新聞や雑誌などでも多く取り上げられます。費用をかけずに自社の宣伝効果も期待できます。

### さまざまなサポートが受けられる

助成金・補助金を出す側である国や都道府県にとって、企業が助成金・補助金を活用し何らかの成果を上げることは最重要課題です。そのため、国や都道府県では助成金・補助金を受ける企業が成果を上げられるよう、専門家による無料の経営診断を行ったり、必要に応じて助成金・補助金を受給した企業同士の紹介なども行っています。

助成金・補助金を受ける企業にとって、資金面以外にこうしたさまざまな経営面のサポートが受けられるメリットは大きいものがあります。

## 2. 助成金・補助金の活用事例

ここでは、助成金・補助金などをうまく活用している企業事例を紹介します。

### 1) 経営革新支援法の承認をきっかけに補助金を受けた事例

U社（大阪府）は、ペット樹脂リサイクルに取り組む環境関連企業です。

同社は、ペットボトルの解体・分別～破碎・洗浄～樹脂シート化～樹脂の真空成形という工程を一貫して行う体制を作っています。中間業者を介在させない一貫生産によって、リサイクルポリエステル製のパッケージ製品の1キロ当たりの製造コストを、他社に比べて約20%削減することに成功しました。こうしたコスト競争力を武器に、スーパーなどからペットボトルを回収し、それで作った再生トレイを回収先のスーパーに再び流す効率的なリサイクルシステムを作りだしています。同社のシステムは多くの顧客に支持され、同社は成長を遂げました。

2000年に同社は中小企業経営革新支援法の承認を受けました。同社の優れたアイデアや技術力が評価されてのことです。これにより、新たに東海地方に新工場を新設するに当たり、大阪府から大阪府中小企業経営革新支援事業費補助金を受けることができました。公的資金を上手く活用することにより、同社は生産拠点を拡大し、新たな成長を目指しています。

#### 中小企業経営革新支援法の概要

##### 1. 法律の目的、特徴

中小企業経営革新支援法においては、その第1条において、「この法律は、経済的環境の変化に即応して中小企業が行う経営革新を支援するための措置を講じ、あわせて経済環境の著しい変化により著しく影響を受けている中小企業の将来の経営革新に寄与する経営基盤の強化を支援するための措置を講ずることにより、中小企業の創意ある向上発展を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする」とされている。

このため、本法は、事業者が策定する経営革新計画を支援するために、以下のような特徴を持った制度となっている。

##### 全業種での経営革新を幅広く支援

今日的な経営課題にチャレンジする中小企業の経営革新(新たな取り組みによる経営の向上)を全業種にわたって幅広く支援。

##### 柔軟な連携体制で実施

経営資源・得意分野に限りのある中小企業の経営革新には、他者との柔軟な連携関係を最大限活用することが不可欠。このため、中小企業単独のみならず、異業種交流グループ、組合などとの多様な形態による取組みを支援。

##### 経営目標の設定

事業者が経営の向上に関する目標を設定することにより、経営目標を達成するための経営努力が促がされる制度。支援する行政側でも、計画実施中に、対応策へのアドバイスなどを行い、フォローアップを実施。

## 2. 法律の適用

この法律の適用を受けるのは、全業種の中小企業者または組合など。

(注) 中小企業は、原則資本金3億円以下または従業員300名以下の企業、組合は協業組合、事業協同組合、商工組合、水産加工組合等です。詳細は、各都道府県、国の各地方機関などに照会のこと。

## 3. 支援の受け方

まず、手続きに従い「経営革新計画」を作成し、都道府県知事、あるいは、国の各地方機関、本省などに提出し、承認を得る必要がある。

## 4. 法律の支援策について

上記3.の承認を受けた者は、計画期間中、以下の支援措置を利用することが可能となる。

- ・ 中小企業経営革新補助金制度
- ・ 中小企業金融公庫等低利融資制度
- ・ 各種税制措置
- ・ 信用保証協会による信用保険の特例
- ・ 高度化融資制度
- ・ 中小企業投資育成制度の特例
- ・ 新規事業開拓促進出資事業
- ・ 雇用対策臨時特例法
- ・ 新規・成長分野雇用創出特別奨励金
- ・ 小規模企業者等設備導入資金助成法の特例

なお、計画の承認は支援措置を保証するものではなく、計画の承認を受けた後、それぞれの支援機関等における審査が必要となる。

申請者は、計画の申請と同時に希望する支援機関において事前に相談を行うことになる。

相談先：中小企業庁 <http://www.chusho.meti.go.jp/kakushin/>

## 【大阪府中小企業経営革新支援事業費補助金】

知事から承認を受けた中小企業者および組合等が経営革新計画に基づき事業を展開する際に発生する経費を一部補助します。

< 補助対象事業 >

1. 新規事業動向調査事業
2. 新商品または新技術の開発
3. 販路開拓
4. 人材養成

< 補助率 >

- (1) 中小企業者（3社以下のグループを含む）2/3を限度として補助  
（最低限1/3程度は事業主の負担が必要です）
- (2) 組合等（4者以下のグループを含む）2/3を限度として補助  
（最低限1/3程度は事業主の負担が必要です）

(注) 本補助金は、経営革新計画の承認とは別に大阪府の審査があります。企業の経営状況、研究能力など、総合的な判断によって補助金支援が決定されます。

相談先：大阪府商工労働部商工振興室 <http://www.pref.osaka.jp/>

## 2) 財団から直接投資を受けた事例

G社（埼玉県）は、埼玉県を地盤として「調剤併設」「深夜営業」「地域性重視」などを特徴とするドラッグ・ストアチェーンです。もともと同社は、県内でドラッグストアを展開していたK社とJ社の2社が対等合併して誕生した経緯があります。

合併の翌年に、同社は埼玉県創造的企業投資育成財団から5000万円の直接投資を受けました。具体的には、同社が発行した5000万円の転換社債を埼玉県創造的企業投資育成財団が引き受ける形です。

埼玉県創造的企業投資育成財団は、埼玉県や商工団体など28団体が出資して設立した第三セクターです。埼玉県内の有望な中堅企業に直接投資を行う「地域中核企業投資育成事業」や、ベンチャー企業に対して間接投資を行う「ベンチャー企業投資育成事業」などを行っていました。

G社は、同財団の行う「地域中核企業投資育成事業」により、5000万円の資金を調達できました。この資金を新規出店費用に充てることをきっかけとして、当時36店舗であった店舗は、その後年間10店舗近い出店ペースでの成長につながったのです。

合併から3年後、同社は株式公開を果たしました。これにより、埼玉県創造的企業投資育成財団は、保有株式を売却すればキャピタルゲインを得られるようになりました。

### （財）埼玉県創造的企業投資育成財団の「地域中核企業投資育成事業」

#### <対象企業>

埼玉県内に本社を有する株式会社のうち、次の要件を備える企業。

1. 先端的、独創的な技術またはノウハウを持ち、地域の中核として、21世紀の県産業を支える高い成長が期待できること。
2. 企業の短中期の目標として、株式公開を目指していること。
3. 経営者が旺盛な企業家精神を持っていること。
4. 財務内容が健全であること。

#### <事業の内容>

財団が地域中核企業に対して直接投資を行う。

#### 【投資条件（財団 地域中核企業）】

投資限度額	1企業当たり5000万円以内	
社債の 引受条件	価格	発行価額および償還金額とも券面額
	利率	引受時点の長期プライムレート以下（償還期限まで一定の利率）
	償還期限	10年以内
	担保	代表取締役その他これに準ずる者の連帯保証（物的担保は徴求しない）
株式引受条件	投資先の発行済株式総数の50%未満	
社債または株式の譲渡	原則長期保有	

#### <実施主体>

（財）埼玉県創造的企業投資育成財団（SAFIC）

さいたま市浦和区仲町1-4-10 浦和商工ビル5階

TEL:048-831-8062、<http://www.saitama-j.or.jp/~safic/>

### 3 . 役立つ助成金・補助金の見つけ方

---

#### 1) 助成金・補助金を見つけ方

企業が自社に役立つ助成金・補助金を見つけるには、次のような方法があります。

##### (イ) 公的機関から情報を入手する

助成金・補助金に関する情報は、国や都道府県、市区町村などの公的機関から入手することができます。

企業経営全般に関するテーマであれば、経済産業省や地方経済産業局、中小企業庁や中小企業総合事業団などから必要な情報を入手することができます。身近なところでは都道府県や市区町村の商工担当課に問い合わせるのもよいし、地域の商工会議所や商工会に相談する方法もあります。

また、雇用・人材に関するテーマであれば、厚生労働省や雇用能力開発機構の都道府県センターなどに相談するのがよいでしょう。

##### (ロ) 専門家に相談する

助成金や補助金について詳しい専門家に相談する方法もあります。企業経営に関するテーマであれば中小企業診断士に、雇用・人材のテーマでは社会保険労務士に相談すれば、詳しい情報が得られます。また、商工会議所や商工会の経営指導員に相談してもよいでしょう。

##### (ハ) インターネットを使って情報を集める

最近では、各公的機関がインターネットの普及に対応してホームページ上で助成金・補助金に関する情報を積極的に公開しています。助成金・補助金の大きな内容や、その申請窓口がどこかといった情報を入手するのに便利です。

#### 2) 助成金・補助金を活用する

企業が自社に役立つ助成金・補助金を見つけ、それを活用するのはそれほど難しいことではありません。各公的機関では助成金・補助金を広く活用してもらおうと、積極的に情報を公開しています。担当窓口で助成金・補助金を受けたい旨を相談すれば、自社が活用できるかどうか相談に乗ってもらえるし、申請方法などについても教えてくれます。

そうした際に企業に求められるのは、その助成金・補助金をどのようなことに使いたいのか、例えば「研究開発を行うため」「新たな人材を雇用するため」といった活用の目的を明らかにすることです。

助成金・補助金を受けることができるかどうかは、企業がそうした目的のため積極的に取り組むかどうかにかかっています。積極的に取り組む企業ほど、助成金・補助金を受けることができるチャンスは高くなります。まずは、自社がどのような助成金・補助金を受けることができるのか、助成金・補助金に関する情報を集めてみてはいかがでしょうか。

【経営テーマに関する主な相談機関】

名称	所在地	電話番号	ホームページアドレス
経済産業省	東京都千代田区霞が関1-3-1	03-3501-1511	<a href="http://www.meti.go.jp/">http://www.meti.go.jp/</a>
中小企業庁	"	"	<a href="http://www.chusho.meti.go.jp/">http://www.chusho.meti.go.jp/</a>
中小企業総合事業団	東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル	03-3433-8811	<a href="http://www.jasmec.go.jp/">http://www.jasmec.go.jp/</a>
北海道経済産業局	札幌市北区北8条西2丁目	011-709-2311	<a href="http://www.hkd.meti.go.jp/">http://www.hkd.meti.go.jp/</a>
東北経済産業局	仙台市青葉区本町3-3-1	022-263-1111	<a href="http://www.tohoku.meti.go.jp/">http://www.tohoku.meti.go.jp/</a>
関東経済産業局	埼玉県さいたま市上落合2-11	048-601-1200	<a href="http://www.kantou.meti.go.jp/">http://www.kantou.meti.go.jp/</a>
中部経済産業局	名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-2748	<a href="http://www.chubu.meti.go.jp/">http://www.chubu.meti.go.jp/</a>
近畿経済産業局	大阪市中央区大手前1-5-44	06-6941-9251	<a href="http://www.kansai.meti.go.jp/">http://www.kansai.meti.go.jp/</a>
中国経済産業局	広島市中区上八丁堀6-30	082-224-5661	<a href="http://www.chugoku.meti.go.jp/">http://www.chugoku.meti.go.jp/</a>
四国経済産業局	高松市番町1-10-6	087-831-3141	<a href="http://www.shikoku.meti.go.jp/">http://www.shikoku.meti.go.jp/</a>
九州経済産業局	福岡市博多区博多駅東2-11-1	092-482-5447	<a href="http://www.kyushu.meti.go.jp/">http://www.kyushu.meti.go.jp/</a>
沖縄総合事務局	那覇市前島2-21-13	098-862-1452	<a href="http://www.ogb.go.jp/">http://www.ogb.go.jp/</a>
日本商工会議所	東京都千代田区丸の内3-2-2	03-3283-7823	<a href="http://www.jcci.or.jp/">http://www.jcci.or.jp/</a>
全国商工会連合会	東京都港区新橋2-16-1	03-3503-1251	<a href="http://www.shokokai.or.jp/">http://www.shokokai.or.jp/</a>

【雇用・人材テーマに関する主な相談窓口】

名称	所在地	電話番号	ホームページアドレス
厚生労働省	東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館	03-5253-1111	<a href="http://www.mhlw.go.jp/">http://www.mhlw.go.jp/</a>
(財)産業雇用安定センター	東京都台東区台東2-27-3 NSKビル	03-5818-3001	<a href="http://www.sangyokoyo.or.jp/">http://www.sangyokoyo.or.jp/</a>
(財)高年齢者雇用開発協会	東京都千代田区大手町1-2-3 三井生命本社ビル2F	03-5223-3400	<a href="http://www.assoc-elder.or.jp/">http://www.assoc-elder.or.jp/</a>
雇用・能力開発機構	横浜市中区桜木町1-1-8 日石横浜ビル	045-683-5383	<a href="http://www.ehdo.go.jp/">http://www.ehdo.go.jp/</a>

以上（2003年7月更新）